

# 川崎市居住支援制度 賃貸人裁判費用等補助金交付のご案内

川崎市居住支援制度に協力する家主が、家賃滞納等のトラブル時に明渡訴訟等の法的手続きによる明渡しをする場合に、その裁判費用等の一部を補助します。

## 1 補助金の交付について、家主様・仲介事業者様へのお願い

川崎市居住支援制度利用中の賃借人とのトラブル等（家賃滞納・死亡・行方不明等）が発生しましたら、速やかに川崎市住宅供給公社又は住宅整備課にご連絡をお願いします。制度関係者が連携して契約書等に基づいた対応をした上で、法的手続きによる解決が必要な場合に、それまでの対応経過を考慮し、法的手続きを進めることとなります。

法的手続きの前に、補助金の交付を受けるための手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※ 事前に法的手続きの承認を受けていない場合は、補助対象外となります。

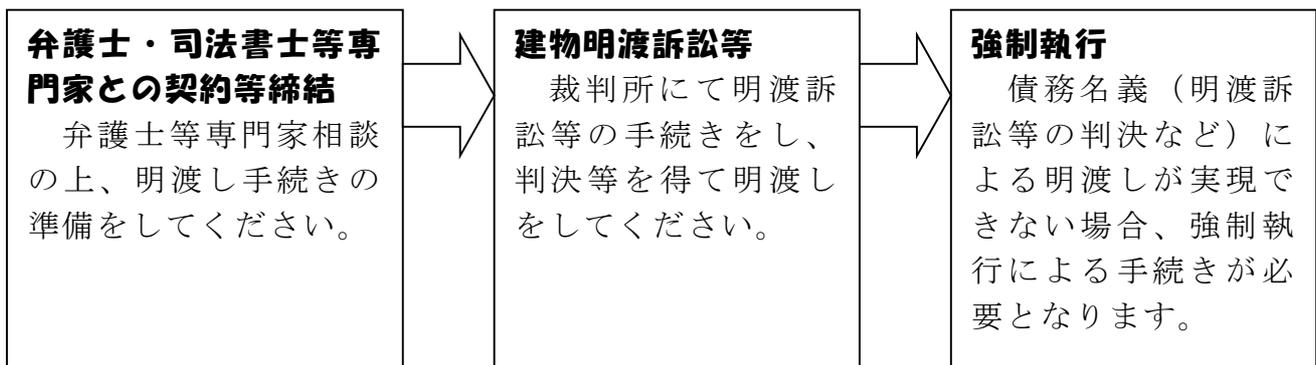
## 2 利用対象の条件

この要綱の補助金の対象となる法的手続きは、川崎市居住支援制度に協力する賃貸人の経過報告に基づき、明渡し等が適正であると認められるものとし、かつ、次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合となります。

- （１）居住支援制度を利用する賃借人（以下「賃借人」という。）が制度の利用中に死亡した場合は、明渡しを必要とし、緊急連絡人等の対応が困難なもの
- （２）賃借人が行方不明となり、協力不動産物件に居住実態がない場合は、明渡しを必要とし、緊急連絡人等の対応が困難なもの
- （３）賃借人が４ヶ月以上の家賃滞納をした場合は、賃貸人が賃貸借契約及び保証委託契約等に基づき、明渡しを必要とし、緊急連絡人等の対応が困難なもの

## 3 法的手続きの流れ

※ 法的手続きによる明渡し等の変更や完了をした場合は、速やかに届け出てください。

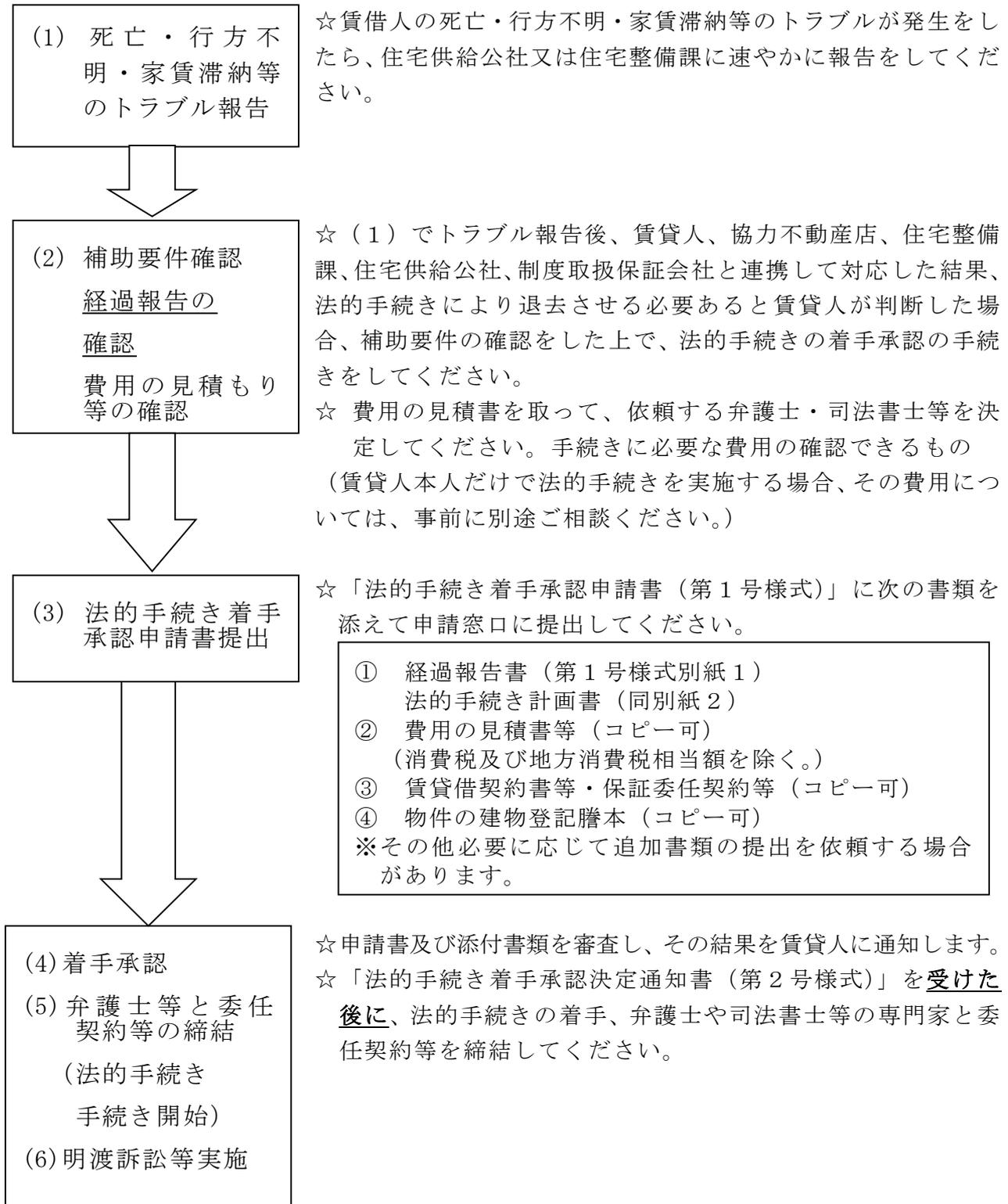


## 4 補助金の額

補助金額は、裁判費用等その他法的手続きに関連する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、限度額は40万円とします。

※ 他の者からの支払いがあった場合は、その支払い相当額は、補助対象費用には含みません。

## 5 補助申請手続きと流れ



(7) 法的手続き完了届  
提出

☆明渡しが完了した場合は、「法的手続き完了届（第9号様式）」に次の書類を添えて、速やかに申請窓口へ提出してください。

- ① 弁護士又は司法書士等の委任契約書等の写し、その他費用の内訳が確認できるもの
  - ② 裁判費用等及びその他法的手続きに要する費用を確認できる請求書又は領収書等
- ※その他必要に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。

(8) 裁判費用等補助  
金交付申請書の  
提出

☆「法的手続き完了届（第9号様式）」を提出後、速やかに「裁判費用等補助金交付申請書（第10号様式）」に必要書類を添えて、申請窓口へ提出してください。

(9) 裁判費用等補助  
金交付決定通知書

☆「裁判費用等補助金交付申請書（第10号様式）」を受理した後、速やかに審査し、補助金の額を決定し、「裁判費用等補助金交付決定通知書（第11号様式）」により賃貸人に通知します。

(10) 法的手続き完了  
実績報告書の提出

☆「裁判費用等補助金交付決定通知書（第11号様式）」の通知を受けた後、速やかに「法的手続き完了実績報告書（第13号様式）」必要書類を添えて、申請窓口へ提出してください。  
※既に提出した書類等は、省略することができる場合がありますので、ご確認ください。

(11) 裁判費用等補助  
金額確定通知書

☆「法的手続き完了実績報告書（第13号様式）」を受理した後、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、報告の内容が適合していると認めた場合は、補助金の額を確定し、「裁判費用等補助金額確定通知書（第14号様式）」により賃貸人に通知します。

(12) 補助金の請求

☆「裁判費用等補助金額確定通知書（第14号様式）」の通知日から30日以内に、「裁判費用等補助金請求書（第15号様式）」に費用を支払ったことを証する領収書等の写しを添えて申請窓口へ提出してください。  
※既に提出した書類等は、省略することができる場合がありますので、ご確認ください。

## (13) 補助金の受領

☆ 補助金交付請求書に基づいて、その内容を審査し、適正と認められた場合に、補助金を交付します。(口座振込)

## 6 法的手続き着手承認後に変更がある場合

「法的手続き着手承認決定通知書(第2号様式)」の通知後に補助金の予定額又は法的手続き期間等その内容の変更をする場合は、「法的手続き変更承認申請書(第4号様式)」に変更に関する書類を添えて申請窓口へ提出してください。なお、再度変更申請をする場合は、「法的手続き変更承認申請書(第4号の2様式)」に変更に関する書類を添えて申請窓口へ提出してください。

## 7 法的手続きの取りやめをしようとする場合

「法的手続き着手承認決定通知書(第2号様式)」の承認決定後に法的手続きの取りやめをしようとする場合は、速やかに「法的手続き取りやめ承認申請書(第7号様式)」を申請窓口へ提出してください。「法的手続き取りやめ承認決定通知書(第8号様式)」にて通知します。

## 8 補助金交付決定の取消しと助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、その補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。
- (2) 補助金を法的手続き以外の用途に使用した場合。
- (3) 川崎市居住支援制度貸貸人裁判費用等補助金交付要綱等その他関係法令の規定に違反した場合。

## お問合せ・申請窓口

### (補助金に関するお問合せ・申請窓口)

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL 044-200-2997 FAX 044-200-3970

### (家賃滞納等のトラブル対応に関するお問合せ)

川崎市住宅供給公社

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-2-4 川崎砂子ビル2階

TEL 044-244-7590 FAX 044-244-7509

